



東京労働局
中央労働基準監督署

令和8年度 全国安全週間 の手引き

令和8年度 安全週間スローガン
多様な人材 全員参加
みんなで育てる安全職場

目次

令和8年度（第99回）全国安全週間	1
東京労働局の取組	2
第22回東京産業安全衛生大会	3
安全衛生活動の推進		
安全衛生管理体制の確立		
安全衛生教育計画の樹立		
効果的な安全衛生教育の実施		
自主的な安全衛生活動の促進		
安全衛生方針の表明と安全衛生宣言	4
私の安全衛生宣言コンクール	4
リスクアセスメントの実施		
その他の取組		
安全衛生に配慮したテレワークの実施	5
業種の特性に応じた労働災害防止対策		
第三次産業における労働災害防止対策		
小売業、社会福祉施設、飲食店	6
ビルメンテナンス業	11
パート・アルバイト（スポットワーク含む）	12
陸上貨物運送事業における労働災害防止対策	13
建設業における労働災害防止対策	15
製造業における労働災害防止対策		
林業の労働災害防止対策		
業種横断的な労働災害防止対策		
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	17
高年齢労働者に対する労働災害防止対策	18
外国人労働者に対する労働災害防止対策	20
派遣労働者に対する労働災害防止対策		
特定自主検査の適正な実施	21
交通労働災害防止対策	22
熱中症予防対策		
STOP！熱中症クールワークキャンペーン	23
改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底	24
個人事業者等を含めた災害防止対策	25

第99回 全国安全週間

令和8年7月1日(水)～7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)～30日(火)



全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。これまで、事業場では、労使が協働して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上の死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加しており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づき施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 協賛 港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
 ※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会等の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の確立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業別職業、作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - エ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの蓄積の継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷前レール防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の適宜な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係員人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 建設工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密着して実施される場合、発注者及び近隣工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における岩落・土砂崩れ防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩れ防止対策、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - イ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者等に付与する等の安全管理の実施
 - ウ 高層階施設、設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修の実施
 - エ 労働安全衛生委員会等が関係された、多くの事業場で達成できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する装置・リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び運材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック表」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - オ 労働者に対する腰痛予防対策指針に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
 - イ 母国語教材や視覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ③ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - ア 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - イ 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ④ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する適宜な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑤ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - ア 飲酒による運転への影響や運転時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、睡眠、体調不良の有無等を確認する検問開始前の点呼の実施
- ⑥ 熱中症予防対策(STOPI熱中症・クールワークキャンペーン)
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための運給体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP!熱中症・クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑦ 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が上記 10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会等の提供等の配慮

厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会
<https://www.jisha.or.jp>

職場のあんぜんサイト
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>

● 職場の安全、全国安全週間に関する情報は
 こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生	検索
中央労働災害防止協会 安全週間	検索
● 労働基準監督署等への届出は 電子申請が便利です！	
帳票入力支援サービス	検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

東京労働局全国安全週間の取組

第21回東京産業安全衛生大会を開催しました

東京労働局では、令和7年7月4日に「第21回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO2025」を開催しました。大会には、約500名の参加がありました。 [大会プログラム](#)

開会にあたり、東京労働局の増田局長と東京労働基準協会連合会の十河会長が挨拶を行い、都内の労働災害の発生状況と課題について述べました。



(主催者挨拶をする 増田東京労働局長)

令和7年度第1回TOKYO小売業SAFE協議会を開催しました ～高年齢労働者の転倒災害防止に向けた体力測定及び運動プログラムの実施状況を視察～



令和7年6月26日 (木)

令和7年度第1回TOKYO小売業SAFE協議会

(※令和7年度の取組、東京労働局フォトレポートページ等より抜粋)

令和7年度 東京労働局長による建設現場安全衛生パトロールを行いました (全国安全週間)



令和7年7月2日 (水)

大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事で安全衛生パトロールを行う増田東京労働局長 (中央)



Press Release

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年8月1日

担当	東京労働局労働基準部 監督課 (監督指導結果について) 監督課長 神子沢 啓司 主任監察監督官 梶山 英之 電 話: 03 (3512) 1612
担当	健康課 (熱中症予防対策について) 健康課長 木村 恭巳 主任労働衛生専門官 鈴木 基泰 電 話: 03 (3512) 1616

建設現場に対する集中指導の実施結果について

東京労働局 (局長 増田嗣郎) は、全国安全週間の取組の一環として、令和7年6月2日から6月30日にかけて、東京都内で施工する建設工事 696現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しました。また、指導に当たっては、建設現場における熱中症予防対策の取組状況についても確認しましたので、併せて公表します。

東京労働局では、建設事業主に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策の徹底等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

【取組結果】

1 指導結果	
(1) 指導現場数	696現場
(2) 違反があった現場数	428現場 (61.5%)
主な労働安全衛生法違反事項 <違反があった現場数に占める割合>	
① 元請事業者の安全衛生管理	305現場 <71.3%>
② 墜落・転落防止措置	255現場 <59.6%>
③ 熱中症予防対策(※)	11現場 <2.6%>
2 熱中症予防対策の取組状況	
(1) 実施している現場数	693現場 (99.6%)
(2) 各種対策を実施している現場数 (複数選択式)	
① 「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」	623現場 (89.8%)
② 「暑さ指数の把握と活用」	530現場 (76.4%)
③ 「異常時の連絡体制や対応手順等の周知」	513現場 (73.9%)
(3) 熱中症予防対策について指導した現場数	83現場 (11.9%)

(※) 令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則の内容を含む。

別添資料

- 1 集中指導における主要違反事項の違反状況等
- 2 Cool Work TOKYO (7月号)
- 3 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

第22回 Safe Work TOKYO 2026

東京産業安全衛生大会

第14次労働災害防止計画推進中



参加費無料

日時

令和8年

7/6月

13:30~17:00

場所

一ツ橋ホール

東京都千代田区

安全衛生表彰

事例発表

- 銀座線渋谷駅9年工事 無災害を支えた安全管理
東急・清水・鹿島建設工事共同企業体
銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事
東急建設株式会社 土木事業本部

- オリジナル体操と体カテストを活用した転倒災害防止の取り組み
三菱ケミカル株式会社

特別講演

新しい安全の思想～協調安全～

一般社団法人セーフティイグロバーバル推進機構 名誉会長
明治大学 顧問 名誉教授
公益財団法人鉄道総合技術研究所 会長
向殿 政男



主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会
協賛：（一社）東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京支部 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部
林業・木材製造業労働災害防止協会東京支部（一社）日本ボイラ協会東京支部（一社）日本クレーン協会東京支部
（公社）ボイラ・クレーン安全協会東京事務所（公社）建設荷役車両安全技術協会東京支部
東京都社会保険労務士会（独）労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター
後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

申込先

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL 03-6380-8305



<https://www.toukiren.or.jp/tokyoanei2026.html>

—— 申込みは、Webでお願いします。 ——

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。

プログラム

① 主催者挨拶

東京労働局長
公益社団法人東京労働基準協会連合会 会長

② 来賓祝辞

東京都産業労働局長
中央労働災害防止協合理事長
一般社団法人東京経営者協会 会長
日本労働組合総連合会東京都連合会 会長

③ 安全衛生表彰

〈休憩〉

④ 事例発表

「銀座線渋谷駅9年工事 無災害を支えた安全管理」
東急・清水・鹿島建設工事共同企業体
銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事
東急建設株式会社 土木事業本部
武内 啓太郎

「オリジナル体操と体カテストを活用した転倒災害防止の取り組み」
三菱ケミカル株式会社
人事部健康支援グループ
産業医 岡本 春美

⑤ 特別講演

「新しい安全の思想～協調安全～」
一般社団法人セーフティイグロバーバル推進機構
名誉会長

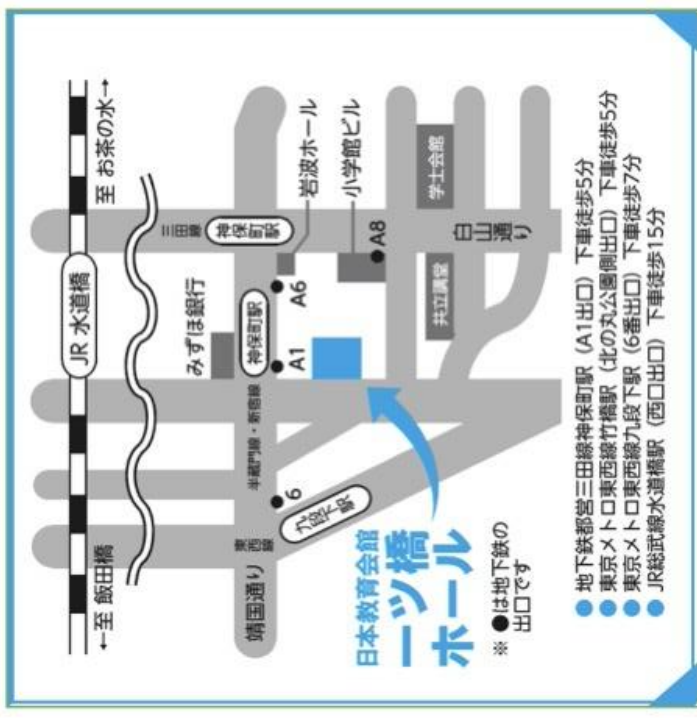
明治大学 顧問 名誉教授

公益財団法人鉄道総合技術研究所 会長
向殿 政男

⑥ 大会宣言

公益社団法人東京労働基準協会連合会 専務理事

会場案内



安全衛生方針の表明と安全衛生宣言をしましよう

安全衛生方針を対外的に公表することにより、「事業場内の安全衛生意識の高揚」、「安全衛生活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。

以下の例を参考に「経営トップによる安全衛生方針」を表明し、事業場で働く方々一人ひとりが安全衛生方針に沿った「安全衛生宣言」を行い、「全員参加」で労働災害防止に努めてください。

例 策定日 令和 年 月 日
掲示日 令和 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパード
代表者 代表取締役 東京太郎

例 宣言日 令和 年 月 日
掲示日 令和 年 月 日

私の安全衛生宣言

労働災害防止のため 私はこうします！

私は、スライサー清掃時に「主電源オフ」と「治具使用」を徹底します。

会社名 株式会社●●スーパード
職氏名 青果物主任 安全太郎

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講ずる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパード
代表者 代表取締役 東京太郎

上記の例及び記入様式は東京労働局ホームページからダウンロードできます。

「私の安全衛生宣言」コンクールSafe Work TOKYO 2024」安全部門優秀作品賞 受賞2作品



私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2026 「私の安全衛生宣言」募集！

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2026」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。多数のご応募をお待ちしております。

募集期間：2026年7月1日（水）～10月7日（水）
応募資格：都内の事業場で働いている方
応募方法：電子メール又は応募フォーム（裏面参照）
発表表式：入選された方に直接連絡いたします
表彰式：2026年12月頃

(東京労働局HP)



安全衛生宣言

私は災害防止のために次のことを宣言します

労働災害を防ぐためには、労働者一人ひとりの意識と行動も大変重要です。「安全衛生宣言」は、ワッペン等に書き込むことにより、労働者一人ひとりの安全衛生意識を促すものです。

Safe Work TOKYO
第14回労働災害防止コンクール

安全衛生宣言
急いでもいい
手すり各回んで
階段を下ります

安全衛生宣言
こまめに休憩
こまめに給水

安全衛生宣言
重さ確認！
足元確認！
前方確認！

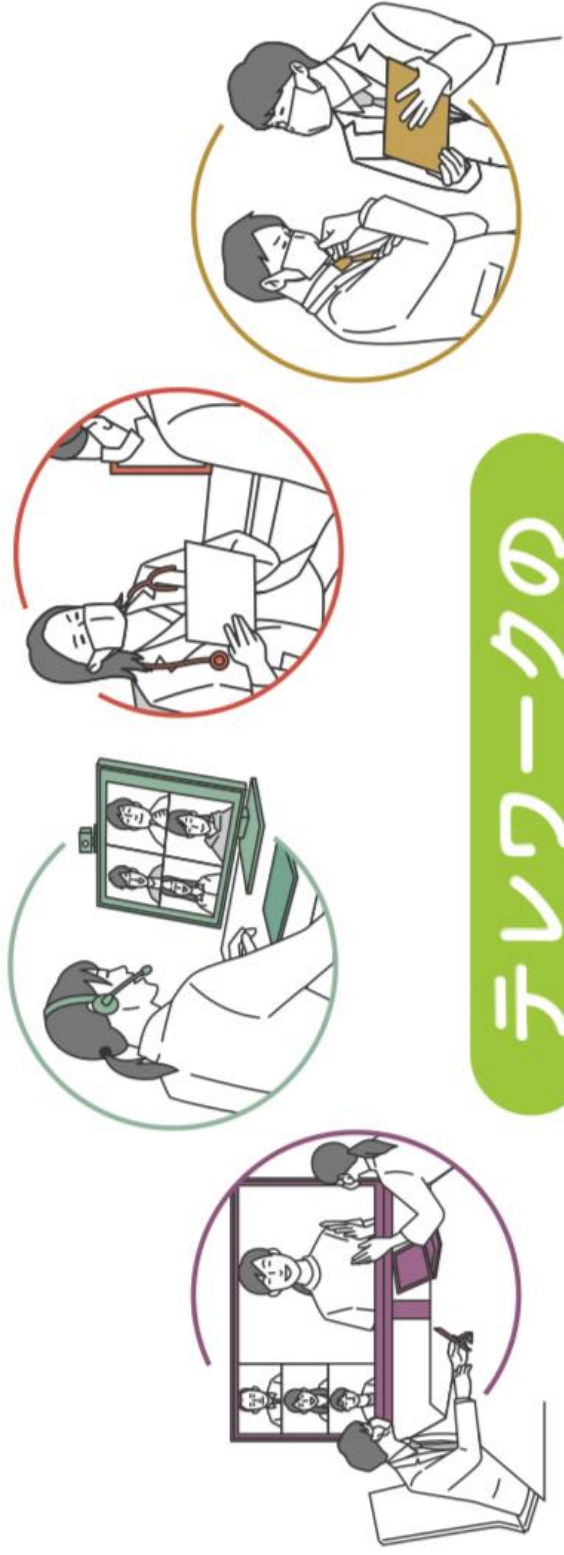
安全衛生宣言
フックは2丁掛け
茶使用します！



昨年度の安全衛生宣言コンクール受賞作品

- 〇優秀作品賞
- 安全部門
 - ・災害は他人事ではなく自分事、手順を守って安全作業
 - ・整理整頓 大丈夫？ 通路確保で 躓き防止
 - 労働衛生部門
 - ・膝を曲げ、腰を落として引き寄せて ゆっくり持ち上げ 腰痛防止！
 - ・点呼時に 素直に事前に 体調報告
- 〇奨励賞
- 安全部門
 - ・足元の 凹凸・滑りに注意して ゆっくり歩いて 転倒防止
 - ・作業前に、足場・動線・手順を確認！ 墜落・転落ゼロは準備から。
 - 労働衛生部門
 - ・ストレスを感じることなく、笑顔で働ける職場をみんなで作る！
 - ・水分、睡眠、体調管理をしっかり！ 知識を蓄え熱中症対策します

※応募方法・応募様式は裏面をご確認ください
主催：東京労働局、（公社）東京労働基準協会連合会



テレワークの

適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン



労働者用 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。

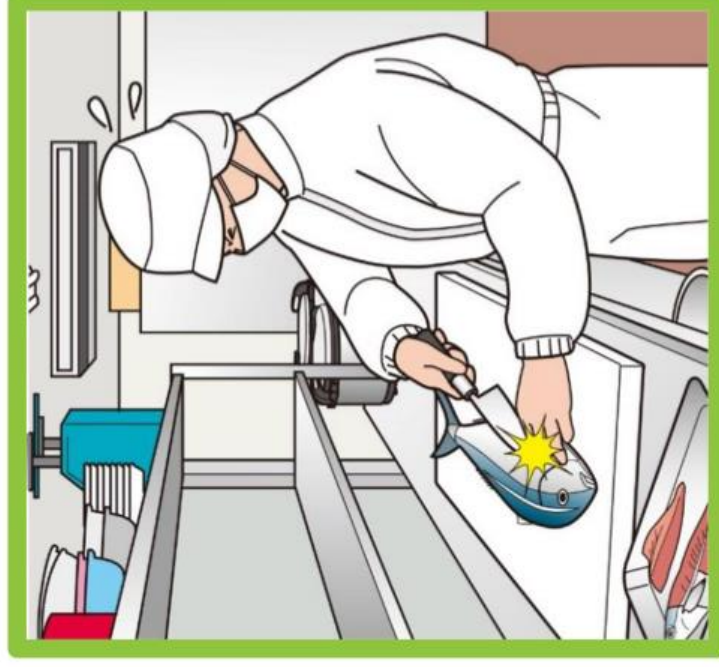
すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

項目
<p>1 作業場所やその周辺の状況について</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。 静的筋緊張や長時間の拘束姿勢、上肢の反復作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。 物が密集している等、窮屈に感じないか。 <p><input type="checkbox"/> (2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置しているか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 眼、肩、腕、腰に負担がかからないような無理のない姿勢で作業を行うことができるか。 <p><input type="checkbox"/> (3) 作業中に転倒することがないよう整理整頓されているか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> つまづく恐れのある障害物、畳やカーペットの継ぎ目、電源コード等はないか。 床に書類が散らばっていないか。 作業場所やその周辺について、すべり等の危険のない、安全な状態としているか。 <p><input type="checkbox"/> (4) その他事故を防止するための措置は講じられているか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気コード、プラグ、コンセント、配電盤は良好な状態にあるか。配線が煩雑している箇所はないか。 地震の際などに物の落下や家具の転倒が起こらないよう、必要な措置を講じているか。
<p>2 作業環境の明るさや温度等について</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 作業を行うのに支障ない十分な明るさがあるか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室の照明で不十分な場合は、卓上照明等を用いて適切な明るさにしているか。 作業に使用する書類を支援なく読むことができるか。 光源から受けるギラギラしたまぶしさ(グレア)を防止するためにディスプレイの設置位置などを工夫しているか。 <p><input type="checkbox"/> (2) 作業の際に、窓の開閉や換気設備の活用により、空気の入れ換えを行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 作業に適した室温への調整のために、冷房、暖房、通風等の適当な措置を講ずることができるか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> エアコンは故障していないか。 窓は開放することができるか。 <p><input type="checkbox"/> (4) 石油ストーブなどの燃焼器具を使用する時は、適切に換気・点検を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 作業に支障を及ぼすような騒音等がない状況となっているか。</p> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビ会議等の音声聞き取れるか。 騒音等により著しく集中力が欠けようがないか。
<p>3 休憩等について</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 作業中に、水分補給、休憩(トイレ含む)を行う事ができる環境となっているか。</p>
<p>4 その他</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 自宅の作業環境に大きな変化が生じた場合や心身の健康に問題を感じた場合に相談する窓口や担当者の連絡先は把握しているか。</p>



小売業の労働災害を防止しましょう

従業員の幸せのための安全アクション



TOKYO小売業SAFE協議会
東京労働局・労働基準監督署

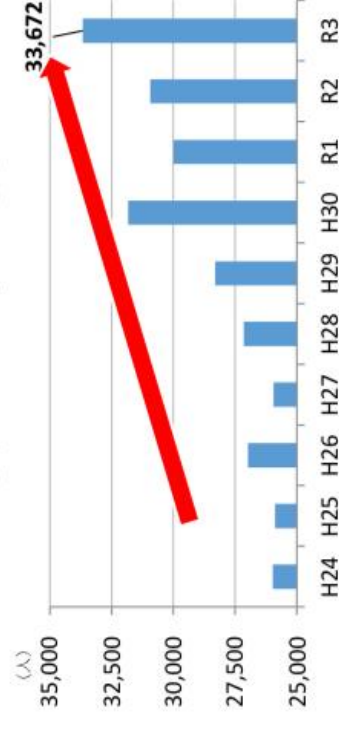


労働者の転倒災害を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒災害発生件数の推移



転倒による怪我の態様

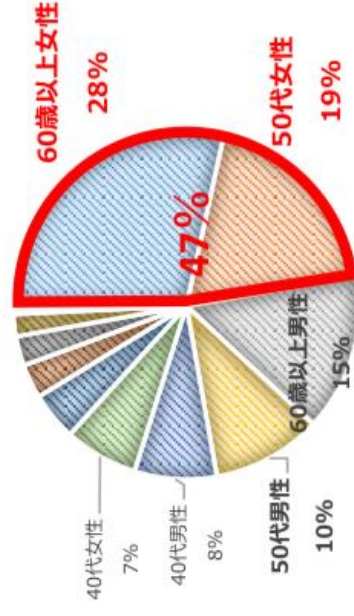
・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

性別・年齢別内訳



転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

＜その他の転び方＞

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坑道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイトを参照）
- 目の健康で転倒防止を
→ 「アイフレイルチェックリスト」による目のセルフチェック、40歳以上の従業員に対する眼科検診（眼底検査）の受診を推進しましょう（アイフレイル啓発公式サイト）



「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
- 何も無いところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけた転倒 (8%)
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
➢ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [職場における安全対策](#) > 【小売業向け】雇入れ時等の安全衛生教育のため動画をご活用ください

【小売業向け】雇入れ時等の安全衛生教育のため動画をご活用ください

企業は、労働者を雇い入れた時などに安全衛生のため必要な教育を行わなければなりません (正社員、パート・アルバイトなど雇用形態は問いません)。教育のため、本動画 (約10分) をご活用ください。

小売業における安全衛生教育動画

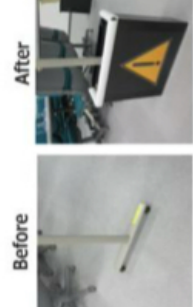


【労働者向け】

Youtube版

[【小売業向け安全衛生教育動画 労働災害を防ごう!】](#)

[雇い入れ時教育篇1】](#) ※厚生労働省公式Youtubeのリンクです



- 腰痛災害は年齢差がなく発生する災害となっています。
 - また、転倒災害でも腰痛を発症させることがあります。
 - 腰痛は、一度発症すると慢性化しやすいため、予防が重要です。
- 対象者には定期的に医師による腰痛の健康診断を受診させましょう
→社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材を活用してください

腰痛災害を防止しましょう

介護施設の労働災害を防止しましょう

職員の幸せのための安全アクション



事例1 入浴介助時、利用者の上半身を抱え上げた際、腰部に強い痛みを感じた。

- 原因** 病院を受診したところ、急性腰痛症と診断された。
前屈み、中腰等の不自然な姿勢を繰り返した。
浴室の床面は滑りやすいため、バランスを崩してしまった。
手摺りやスタンディングマシン等の福祉機器を使用しなかった。
- 対策** 複数名で介助すること等により介護者に過度な負担とならないようにする。
滑り止めマットを敷く等滑り止め対策を行う。
手摺りやスタンディングマシン等の福祉機器を使用する。



事例2 通所介護事業所において、利用者のトイレ介助のため、車いすから利用者を抱きかかえ、トイレ便座への移動を介助しているとき、腰部に強い痛みが走った。

- 原因** トイレ誘導は腰部に著しく負担がかかる作業であるにもかかわらず、福祉用具を活用しなかった。
- 対策** 利用者の残存機能に応じ、スタンディングマシン、スライディングボード、スライディングシート、リフト等福祉機器を利用する。



事例3 入居者のベッドのシート交換を行っていた。シートを伸ばすためベッドの奥に体を伸ばそうとしたところ、バランスを崩し、腰を痛めた。

- 原因** ベッドの奥に体を伸ばした際、不自然な姿勢になった。
- 対策** マットレスに被せるタイプの「ボックス型シート」への変更や、ベッドを壁につけず対側にも入ることができる作業空間を確保する。



TOKYO介護施設SAFE協議会
東京労働局・労働基準監督署



ノーリフトケアについて

ポイント1

介護を行う際に介助者の力だけで被介護者を持ち上げない介護方法がノーリフトケアです。

リフトの利用などの機械化、スライディングシートなどの移乗用具の活用、アシストスーツなどの介護機器の使用のほか、被介護者の残存能力をアセスメントし、不要な持ち上げ作業をなくすなどの方法もあります。

ポイント2

移乗、入浴作業などにおいて、省力化、腰痛対策として有力な選択肢が介護用リフトの導入です。さまざまな種類があり、条件や用途に応じたものを使います。

天井走行式リフト： 取り回しなどの自由度が高いが部屋への工事が必要

床走行式リフト： 導入は容易だが、床や部屋によっては移動や取り回しが困難

据え置き式リフト： 部屋への工事は不要だが、移動範囲は天井走行式より狭い

スタンディングリフト： 導入は容易だが、立位保持ができる方のみ対応可能

ポイント3

ノーリフトケアの取組を行う際には、介護者や介助者の意識の共有や仕組みの構築が必要になります。

「自分の力ならなんとか入居者を持ち上げられるから、リフトなど不要である」というような意識があると、取組の意義が薄れてしまうからです。

ノーリフトケアの宣言を行う、ノーリフトケアの研修実施、ノーリフトケアのリーダーを選任するなどの取組が、意識の共有につながります。

厚生労働省 中央労働災害防止協会作成のノーリフトケアについての事例集です。小売の職場、介護・看護の職場向けの事例が掲載されていますが、小売の事例も参考にあります。

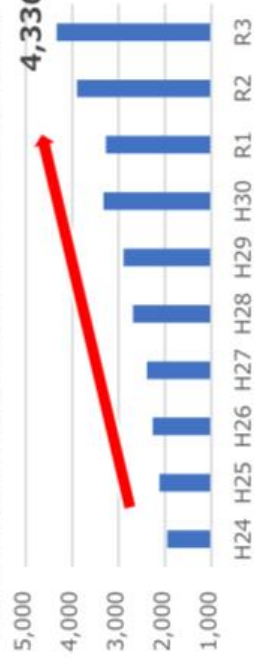
介護の現場で働く皆さまへ

転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

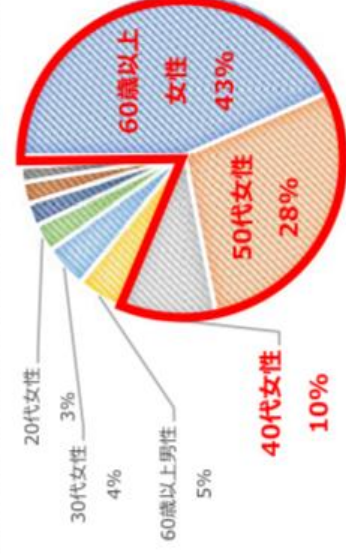
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒による怪我の態様

- ・骨折（約70%）
- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

介護の現場における転倒災害の発生時点

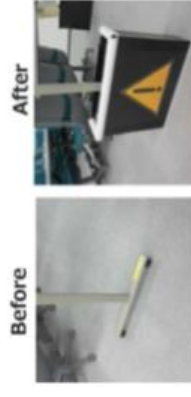


転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

1. 何もないうちでつまずく、足がもつれて転倒
 - ・ 人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。
 - ・ 走らないようにしましょう。
2. 段差、家具等につまづいて転倒（見えていない）
 - ・ 前をよく見て歩行、作業しましょう。
 - ・ 事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。
3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒
4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）
 - ・ よく見て歩行、作業しましょう。
 - ・ 見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
 - ・ 水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。
5. 雪、雨で滑って転倒
 - ・ 送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。



これらは介助中の転倒より多く、単独作業や移動中の油断や焦りが転倒につながっています。

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチエック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウエアサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します → 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



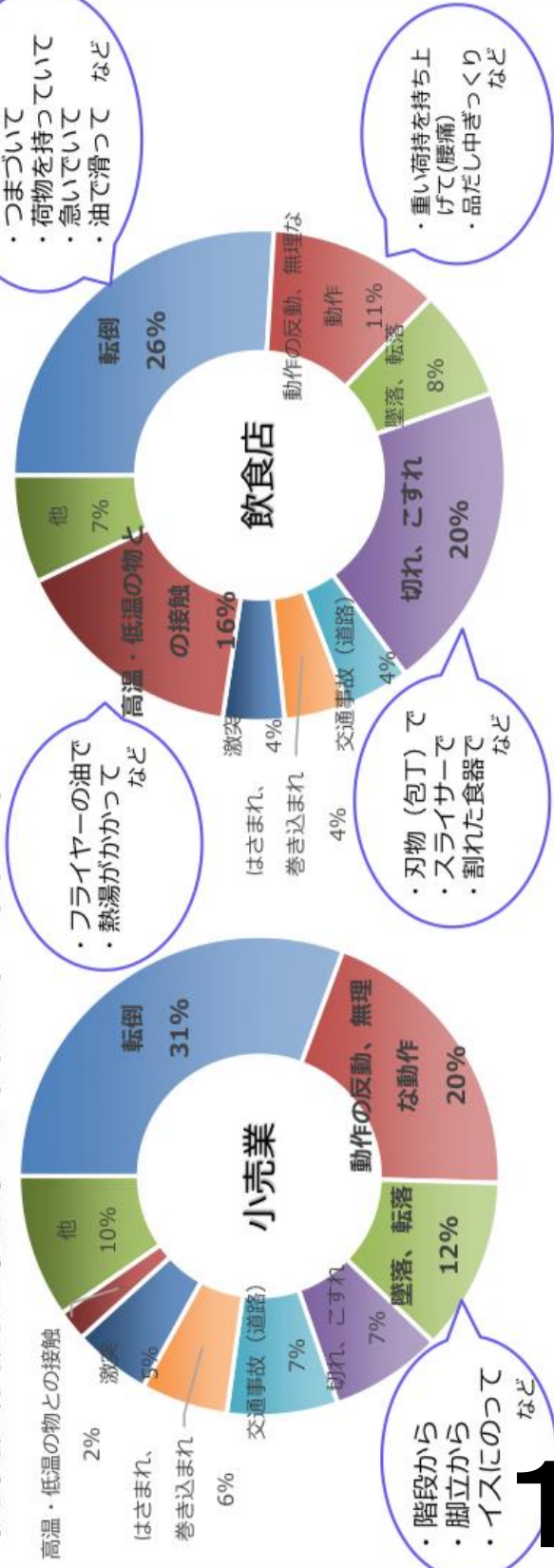
腰痛を防ぐ職場の事例集

安全で安心な職場をつくりましょう

～労働災害防止のために～

小売業・飲食店など、食品取扱事業場において、重篤な労働災害が発生しています。職場に潜む危険を見つけ、労働災害防止の取組を推進しましょう。

〈労働災害発生状況〉 ※令和元年～令和5年



出典：労働者死傷病報告

令和7年には、都内飲食店において、「グリストラップの清掃作業を行っていたところ、頭からグリストラップ内に落ち、窒息死する」という大変痛ましい災害が発生しています。

〈労働災害防止の取組〉

転倒

- 床は滑りにくい素材に
- 水濡れ・油汚れはすぐに拭き取り
- 床の段差はなくす
- 履き物は滑りにくいものに



火傷

- 高温の油や熱湯は床に置かない
- 油の交換は手順を定める
- 手や足を保護するものを着用
- 床の清掃はこまめに



墜落・転落

- 可能な限り高所作業は避ける
- 荷物を抱えて階段を降りない
- 脚立・はしごは適切に使用
- 危険箇所の見える化



切れ・こすれ

- 刃物は所定の場所で保管
- 切創防止手袋を着用
- スライサーなどの食品加工用機械を清掃するときは電源停止



横断的対策

5S活動

整理整頓を徹底しましょう



第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

2023年度
～2027年度



東京労働局 労働基準監督署

Safe Work 検索

小売業向け安全衛生教育動画

企業は、労働者を雇い入れた時などに安全衛生のために必要な教育を行わなければならない（正社員、パート・アルバイトなど雇用形態は問いません）。動画（約10分）の活用などにより、適切に安全衛生教育を行いましょう。



【労働者向け】



【各店舗の店長向け】



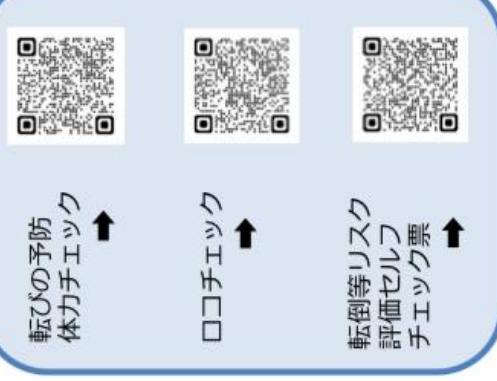
高齢労働者の労働災害防止対策

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう
～エイジフレンドリーガイドライン～

- 1 安全衛生管理体制の確立**
 - 経営トップによる方針表明と体制整備
 - 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- 2 職場環境の改善**
 - 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
 - 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
 - 健康状況の把握
 - 体力の状況の把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
 - 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 5 安全衛生教育**
 - 高齢労働者、管理監督者等に対する教育



東京労働局HP
高齢労働者対策



店舗における化学物質対策

～職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要です～



新たな化学物質規制が導入されます



労働災害防止対策資料



小売業・飲食店における労働災害防止の進め方



職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル



多店舗展開企業（飲食業）でのリスクアセスメントマニュアル



東京労働局 労働基準監督署

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

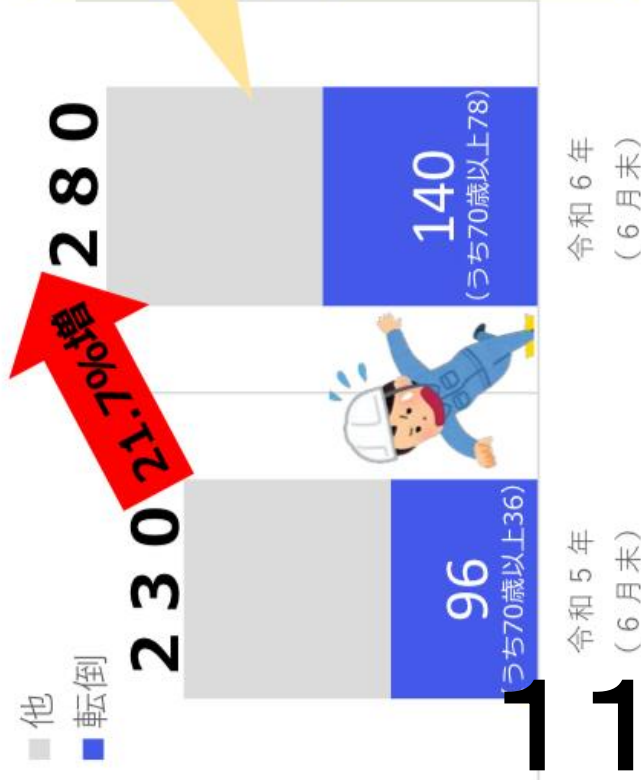
東京労働局 労働基準監督署



ビルメンテナンス業で 転倒災害が多発しています

転倒災害防止のため、裏面の取組事項を推進してください

ビルメンテナンス業における労働災害発生状況



災害が**21.7%増加**

全体の**50%**が**転倒**

〔令和6年の転倒災害〕

転倒の56%が70歳以上

70歳以上の転倒は前年から**倍増**

70歳以上の転倒のうち**68%**は**女性**

出典：労働者死傷病報告

転倒災害事例

転倒の種類	災害の概要	転倒による怪我の態様	休業日数	年代
つまづき	シッピングセンターの外周を掃いていたところ、縁石につまづき転倒。受け身を取れず、体を強く打ち付けてしまった。	脊髄損傷	6か月	60代
滑り	業務確認のため、マンシヨンエントランスを歩いていたところ濡れた床で滑って転倒した。仕事道具が入ったリュックを背負い、片手に傘を持った状態であった。	上腕骨骨折	3か月	70代
その他	駐車場入口の清掃のため、倉庫にほうきを取りに行ったところ、粘着テープを踏んでしまい、バランスを崩して転倒した。	大腿骨骨折	6か月	70代

休業日数が長期にわたっています



～トッブが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」
東京労働局・労働基準監督署

取組事項

①エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策

ガイドラインに基づき、働く高齢者の特性に配慮した対策を実施



エイジフレンドリーガイドライン
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>)

②エイジフレンドリー補助金の活用

補助金を活用し、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備等の導入を推進



エイジフレンドリー補助金
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf>)

③業務中の転倒による重傷の防止

転倒災害防止リーフレットを活用し、転倒リスクや骨折リスクを低減



転倒災害防止リーフレット
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001270393.pdf>)

④ビルメンテナンス業向けショート動画の活用

東京労働局公式チャンネルに掲載しているショート動画を活用



ショート動画
(<https://www.youtube.com/channel/UCKQmv6ePjH23Fpl0k4UH6XQ>)

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

1 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップによる方針表明と体制整備
- ・高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

2 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・健康状況の把握
- ・体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ・高齢労働者、管理監督者等に対する教育

○その他の転倒災害防止対策は

厚生労働省 転倒予防の取組
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)



厚生労働省 転倒 検索



東京労働局公式
<https://k.com/tokyoroudoumhlw>



～トッブが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」
東京労働局・労働基準監督署

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の労務管理



4 その他の注意点

通勤途中または仕事中にケガをした場合

スポットワーカーが通勤の途中または仕事中にケガをした場合、スポットワーカーは就労先の事業について成立する保険関係に基づき労災保険給付を受けることができます。(労働者災害補償保険法第7条等)

※ 労災保険料については、事業主のご負担になります。

労働災害防止対策も事業主の義務です

スポットワーカーの労働災害防止のため、労働安全衛生法等に基づく各種措置(雇入れ時等における機械等の危険性や安全装置の取扱方法等の教育の実施等)を講じましょう。

ハラスメント対策も事業主の義務です

スポットワーカーに対するパワハラやセクハラなどハラスメント防止のため、労働施策総合推進法等に基づく各種措置(相談窓口や行為者に対する措置内容の周知等)を講じましょう。



「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の 労務管理



労働に関する
トラブル
にならない
ために



急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」。最近利用者が急増しています。

「スポットワーク」の労務管理上の注意点をまとめましたので、理解した上で「スポットワーク」を利用しましょう。

※ このリーフレットでは、スポットワークとは、短時間・単発の就労の内容とする雇用契約のもとで働くこととしています。

※ スポットワークにはさまざまな形態がありますが、このリーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行う事業者(以下「スポットワーク仲介事業者」という。)が提供する雇用仲介アプリ(以下「アプリ」という。)を利用してマッチングや費金の立替私を行うものを対象とします。

賃金や労働時間、休業手当等の
労働基準法等に関する
お問い合わせは労働基準監督署へ



パワハラなどに関する相談や、どこに相談したらよいか分からない方は総合労働相談コーナーへ
※労働問題に関するあらゆる分野の相談受付窓口です



荷役作業中の労働災害防止の徹底をお願いします ～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場**となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」）のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、自社の労働者の安全確保のため、荷主等に対して、運送契約の見直しや必要な安全措置への協力等の連携が求められています。

つきましては、3頁以降の「【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷役作業における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「**陸上貨物運送事業の安全衛生対策**」をご確認ください。



13 トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました！

労働安全衛生規則が改正され、**昇降設備の設置**や**保護帽の着用**が必要な貨物自動車自動車の範囲が拡大され、「**テールゲートリフターの操作者に係る特別教育**」の実施が義務付けられました。

その他**運転位置から離れる場合の措置（※逸走防止措置は引き続き義務付け）**が一部改正されました。詳細は、右のリーフレットをご確認ください。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます（リーフレット）



東京労働局管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害・死亡災害発生状況

<資料> 死亡災害報告、労働者死傷病報告 ※ 令和2年以降は新型コロナウイルスリウズリ患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死者数	6人	5人	2人	4人	2人

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課（☎ 03-3512-1615）までお願いします。

東京労働局・労働基準監督署



トップが発言
一人一人が「安全・安心」

(2024.6)



陸上貨物運送事業における「荷役5大災害」を防止しましょう！

陸上貨物運送事業における荷役作業時の死亡災害は、以下の5つの類型
①**トラック・荷台等からの墜落・転落**、②**トラック・荷台等での荷崩れ**、
③**フォークリフト使用時**、④**トラックの無人暴走**、⑤**トラック後退時**
によるものが多数を占めます。

次頁以降の「【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト」やリーフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するためには」を参考に、陸上貨物運送事業における荷役5大災害を防止しましょう！

トラック・荷台等からの墜落・転落



トラック・荷台等での荷崩れ



フォークリフト使用時



トラックの無人暴走



トラック後退時



出典：陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するためには（リーフレット）



自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うために

自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うため、以下の事項に取り組みましょう！

- ・労働基準法に基づく、**時間外労働及び休日労働の上限の遵守、過重労働の防止**
- ・**自動車運転者のための労働時間等の改善基準に基づき、拘束時間・運転時間等の遵守**
- ・**交通労働災害防止ガイドラインに基づき、労働時間管理・健康管理等の徹底**
- ・荷役作業を行うことによる**疲労に配慮した十分な休憩時間の確保**
- ・運転時間、荷役時間、待ち時間、休憩期間、道路状況等を考慮した**到着時刻の設定**
- ・荷主等に対する**長時間の荷待ちの解消、安全な荷役場所の確保、適正な運賃等の交渉**



建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト（はたらきかたススム）（厚生労働省HP）



トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント（リーフレット）



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省HP）



職場のあんぜんサイト「交通労働災害の現状と防止対策」（厚生労働省HP）



トラック運転者の労働時間改善に向けた雇主等への対策（厚生労働省HP）

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

陸上貨物運送事業の労働災害防止にご協力をお願いします！ ～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～

陸上貨物運送事業における年別休業4日以上の死傷災害・死亡災害発生状況 (東京労働局管内)

<資料> 死亡災害報告、労働者死傷病報告 ※ 令和2年以降は新型コロナウイルス患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

荷役ガイドラインと荷主の責務について

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)の事業場**となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」)」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者(以下「陸運事業者」)のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、荷主等の皆様も、陸運事業者の労働者の安全確保のため、必要な安全措置への協力や陸運事業者との連携が求められています。

また、荷主等の構内において、陸運事業者の労働者の荷役作業中に、労働災害が発生した場合には、民法等の規定に基づき、荷主等が損害賠償責任を負う場合もあります。

つきましては、裏面の「【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷主等の構内における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。



長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

長時間労働や過労運転の要因となる**長時間の荷待ち**を発生させないよう努めましょう。

取組事例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策(厚生労働省HP)



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト(厚生労働省HP)

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課 (☎ 03-3512-1615) までお願いします。

【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト

陸上貨物運送事業における労働災害の約65%が荷役作業中に発生しており、そのうち約70%が荷主等(「荷主、配送先、元請事業者等」をいう。)の事業場において発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等の皆様におかれましては、このチェックリストを活用して運送契約の内容や荷役作業場所等を点検し、作業場所の改善、作業者への指導等、労働災害防止に取り組んでください。

取組事項	チェック項目	解説
荷役作業の契約に当たって	<p>荷の積卸し作業を含めた運送契約では</p> <p>①荷主、陸運事業者のどちらが行うのか明確にしているか</p> <p>②陸運事業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか</p> <p>③安全な作業方法の確立等を陸運事業者と協議する場が設けられているか</p>	<p>・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確(運送引受書の発送)にし、事前通知のない荷役作業は行わないこと。</p> <p>・荷主から陸運業者に、陸運業者からドライバー等に対し、荷役作業に関する情報が伝達されているか確認すること。</p>
荷役作業に用いる機械、用具について	<p>荷の積卸し作業に</p> <p>①フォークリフト、クレーン等を使用するか</p> <p>②ローラーボックスパレット等を使用するか</p> <p>③台車等を使用するか</p>	<p>・貸与する場合は、検査、点検等により異常がないこと、運転者が有資格者であることを確認すること。</p> <p>・ローラーボックスパレットについて、最大積載重量を表示し、これを超えて積載しないこと。定期的に不具合の有無を点検し、不具合が補修するまでの間使用させないこと。また、陸運事業者から不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。</p>
荷役作業を行う場所について(その1: 基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	<p>荷の積卸し作業を行う場所は</p> <p>①安全通路の確保等通行人が作業場所へ立ち入ることはないか</p> <p>②荷役運搬機械や荷役用具等を使用するために必要な広さか</p> <p>③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか</p> <p>④明るい場所か、障害物による死角部分はないか、雨風が当たらない場所か</p> <p>⑤複数の陸運事業者が混在する場に、作業間の連絡調整を行っているか</p>	<p>・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。</p> <p>・照度や通気、換気に配慮すること。</p>
荷役作業を行う場所について(その2: 特に墜落防止のための設備対策)	<p>トラックの荷台からの墜落防止のために</p> <p>①荷台との間に隙間や段差のないプラットフォームはあるか</p> <p>②荷台の周囲に仮設の作業床(移動式プラットフォーム等)を用意しているか</p> <p>③親綱やフック等墜落制止用器具を取り付けるための設備はあるか</p> <p>④荷の上や荷台への昇降設備(昇降階段、踏み台等)を用意してあるか</p>	<p>・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。</p>
作業者の服装について	<p>荷の積卸し作業を行う者は</p> <p>①保護帽を着用しているか</p> <p>②安全靴を着用しているか</p> <p>③防護手袋を着用しているか</p>	<p>・保護帽は飛来落下物用かつ墜落・転倒防止用のものを着用すること。</p> <p>・作業場所に合せて、防滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴を着用すること。</p> <p>・荷やローラーボックスパレット等へのはさまれを防止するため防護手袋を着用すること。</p>
荷台への昇降方法について	<p>トラックの荷台への昇降時に</p> <p>①昇降設備を使用しているか</p> <p>②乗降グリップを使用する等3点確保を実行しているか</p>	<p>・昇降設備は、手すり付きのものが望ましいこと。</p> <p>・3点確保: 手足の4点のどれか1点を動かす時に残り3点を確保しておくこと。運転席への乗降においても、3点確保を実行すること。</p>
荷台での作業方法について	<p>トラックの荷台での作業時に</p> <p>①不安定な荷の上を移動していないか</p> <p>②ラッピング、ラベル貼り等の作業を荷や荷台上で行っていないか</p> <p>③墜落制止用器具を使用しているか</p> <p>④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか</p> <p>⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか</p> <p>⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に扶まれるおそれはないか</p> <p>⑦テールゲートリフトアワーの操作中、荷とともに荷台上へ昇降していないか</p>	<p>・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。</p>

建設業の労働災害防止対策を強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした



【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施

決意表明

墜落等の死亡災害を発生させない決意表明を現場所長自らが発信

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の確かな実施と活性化！（リスクアセスメント）
KY活動など

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、手すりの設置、墜落制止用器具の使用徹底！
墜落・転落リスクアセスメントの実施も忘れずに

kyouiku 教育強化

安全衛生教育では作業手順の遵守確認など

4K の取組についての確認をお願いします（裏面）



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）がスタートしました。

引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

重点取組事項について

1 墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。

2 安全衛生管理活動の確かな実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び防災協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

【留意事項】

※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つめる能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。

※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

3 墜落・転落災害防止対策の徹底

(1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の確かな使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に行われていること。

(2) 墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。

(3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和5年9月28日付け東労発基0928第9号「建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

【留意事項】

※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

※ 設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもおお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。

※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

(1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。

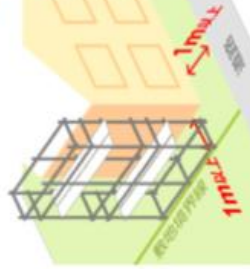
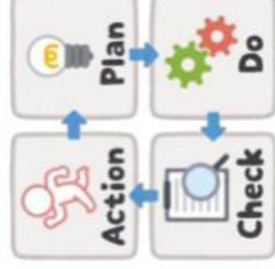
(2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。

(3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。

【留意事項】

※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては「建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる」ための教育を実施すること。

※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。



ベント工法による労働災害をゼロに！

⚠️ 強度計算に誤りはないか

- ベントの強度計算書には、ベントが支持する重量物の範囲を示した図面を添付し、設計荷重は具体的な根拠に基づいて算定し、十分な安全率を有するものとしてください。
- 強度計算書の照査は、計算結果の確認のみならず、設計条件や計算内容まで複数人でチェックしてください。

⚠️ ブレース材の漏れはないか

- ブレース材の取付漏れがあると、ベントの支持力が大幅に低減し、崩壊・倒壊の原因になります。
- 鉛直ブレース材は全層全構面に、水平ブレース材は中間層にそれぞれ2方向に設け、変位を防止してください。

⚠️ 組立後の点検漏れはないか

- ベントの組立後及び重量物の載荷前に、各部を点検してください。
- 裏面の点検表を活用して、計画・組立等に不備がないか点検してください。

⚠️ 偏荷重・過荷重ではないか

- 載荷した重量物が偏心していると、ベントの支持力が大幅に低減し、崩壊・倒壊の原因になります。
- ベントの倒れや歪みによって偏荷重が生じていないか、ベントの許容荷重を超える重量物が載荷されていないか等、計測機器等を用いて確認してください。



裏面の点検表で
チェックしよう

+ 建設工事計画の届出

- 建設工事計画届には、主要なベントの配置計画図並びにベントを用いた工法の概要及び当該工法による労働災害を防止するための方法を示した書面又は図面を添付してください。

+ 施工計画の事前審査

- ベントの施工計画は、店社の安全部門や技術部門を交えて、安全面から事前の調査、検討及び審査等を十分に行ってください。
- ベントの組立高さ・支柱間隔に応じて許容荷重が低減する場合があります。使用する部材の組立基準に適合した計画となっているか確認してください。

+ 配置計画図の作成

- ベントの配置計画図は、ベントの設置位置のほか、ベントが支持する重量物の範囲、配置、本数、重量及び施工順序等を示したものとしてください。

+ 組立図の作成

- ベントの組立図は、各構面の立面及び特異な層の断面における各部材の配置及び寸法を示したものとしてください。

+ 作業手順書の作成

- ベントの作業手順書は、ベントの組立時や重量物の載荷時における作業方法及び順序、崩壊・倒壊を防止するための方法、労働者の墜落を防止するための方法を示したものとしてください。

+ 作業主任者の選任・指揮

- ベントの組立て、解体又は変更の作業を行うときは、支持する重量物や使用状況に応じて、裏面の点検表7に記載されている各種作業主任者を選任し、その者に作業を指揮させてください。



ベント計画・組立点検表

作業所名 工期	点検事項	点検内容		是正内容
		点検日	点検者	
1	計画の届出	(1) 建設工事計画届の内容に含めて届出しているか (2) 配置計画図、工法の概要、災害防止対策は添付されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
2	事前審査	(1) 店社の安全部門等に内容が報告されているか (2) 店社担当者を交えた安全検討会が行われているか (3) 使用する部材の組立基準に適合した計画となっているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
3	配置計画図	(1) 配置計画図は作成しているか (2) 支持する重量物の範囲、配置、数量、重量は示されているか (3) 支持する重量物の施工順序は示されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
4	組立図	(1) 全構面について立面図を作成しているか (2) 特異な層について水平方向の断面図を作成しているか (3) ベントを構成する部材がすべて示されているか (4) ベントを構成する部材ごとに寸法が示されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
5	作業手順書	(1) 作業手順書は作成しているか (2) 組立作業の方法及び順序は示されているか (3) 崩壊・倒壊を防止するための方法は示されているか (4) 労働者の墜落を防止するための方法は示されているか (5) 作業手順書の内容を関係労働者に周知しているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
6	強度計算書	(1) 支持する重量物の範囲を示した図面は添付されているか (2) 設計荷重は具体的な根拠に基づいて算定されているか (3) 大引材の検討は行われているか (4) 支柱の鉛直荷重に対する検討は行われているか (5) ジャッキベースの鉛直荷重に対する検討は行われているか (6) カラ一材の鉛直荷重に対する検討は行われているか (7) 大引受ジャッキの鉛直荷重に対する検討は行われているか (8) 照査水平荷重に対する検討は行われているか (9) 十分な安全率を有するものとなっているか (10) 設計条件や計算方法に誤りがないか内容を照査しているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
7	組立作業	(1) 鉄骨の組立て等作業主任者を選任しているか (※鉄骨組方工事のとき) (2) 鋼橋架設等作業主任者を選任しているか (※鋼橋架設工事のとき) (3) コンクリート橋架設等作業主任者を選任しているか (※コンクリート橋架設工事のとき) (4) 足場の組立て等作業主任者を選任しているか (※足場として使用するとき) (5) 使用する部材に不良品はないか (6) 組立作業は計画どおりに行われているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
8	組立後点検	(1) 点検者を指名し、その者に行わせているか (2) 実地を踏査し、各部を視診・打診する等の方法で行っているか (3) 設置位置にズレはないか (4) ジャッキベースの沈下・滑動はないか (5) 根がらみは計画どおりに取り付けられているか (6) 各部材の緊結部、接続部、取付部に緩みはないか (7) つなぎ材の取付漏れ・脱落はないか (8) 鉛直ブレース材の取付漏れ・脱落はないか (9) 水平ブレース材の取付漏れ・脱落はないか (10) カラ一材は計画どおりに取り付けられているか (11) 大引受ジャッキは計画どおりに取り付けられているか (12) 壁つなぎは計画どおりに取り付けられているか (13) 転倒防止用ワイヤーの本数・設置角度は適切か (14) ベントに傾斜・歪みは生じていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	
9	載荷時点検	(1) 重量物を載荷するときに、その日の作業前に点検しているか (2) 載荷した重量物が偏心していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	

【参考】

建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項 (厚生労働省)





今、増えている転倒・腰痛

社内で実施可能な 行動災害防止に向けた取り組み

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課



みんなの安全を、
みんなで守り合う。

SAFE コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



“SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト  



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。



高齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

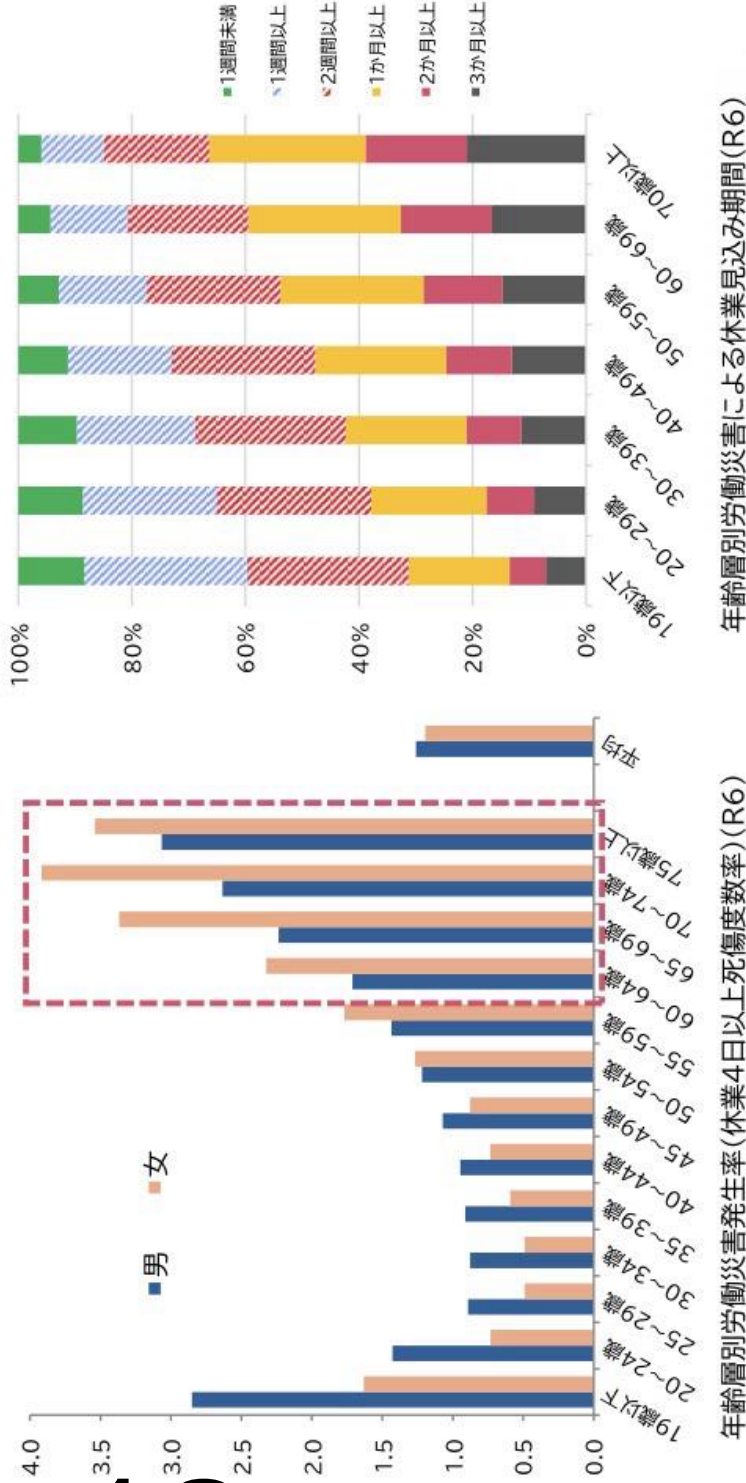
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署



「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#)→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること



I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等)以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階	第2段階
A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施 【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (B、Cの間接補助金額を含む)(消費税を除く) ※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請を行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。	B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く) 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。) 補助率：1/2 上限額：100万円 (A、Cの間接補助金額を含む)(消費税を除く)
	C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限りません。) 補助率：1/2 上限額：100万円 (A、Bの間接補助金額を含む)(消費税を除く)



第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。ご注意ください。

II 熱中症対策コース

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

【補助率：1/2 上限額 100万円(消費税を除く)】

III コラボヘルスコース

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

【補助率：3/4 上限額 30万円(消費税を除く)】

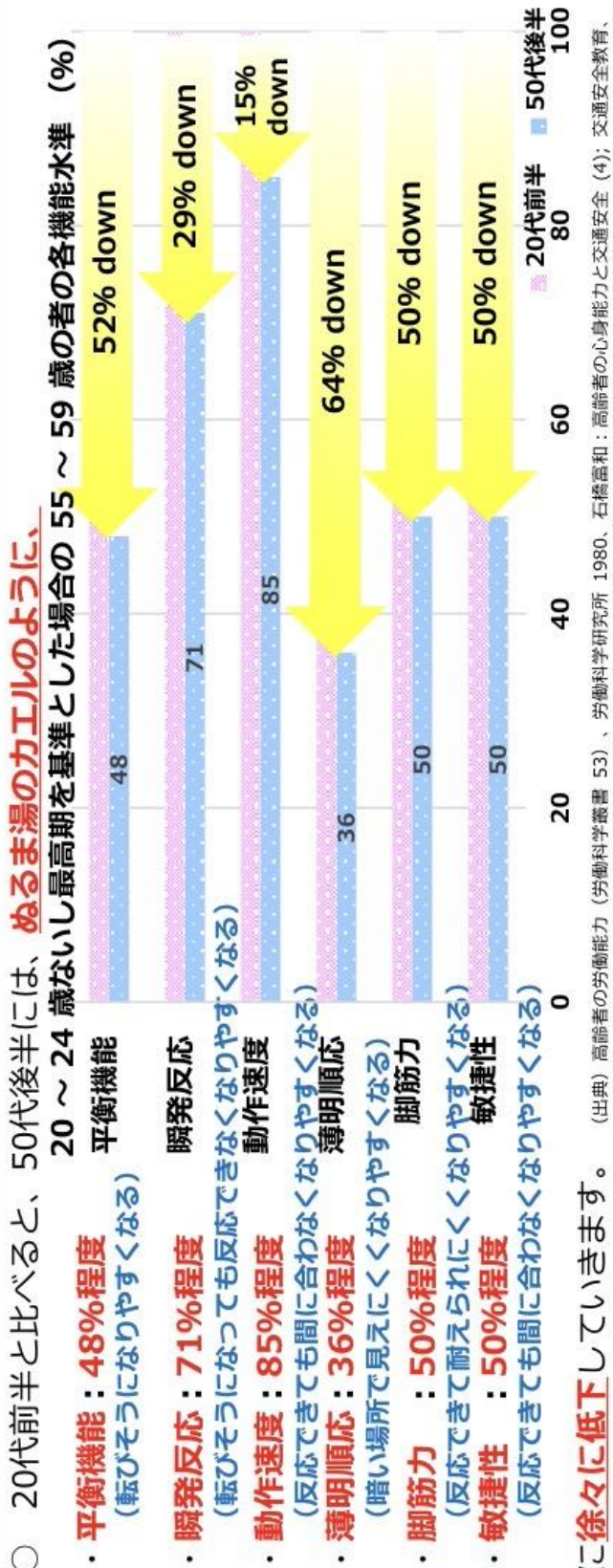


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

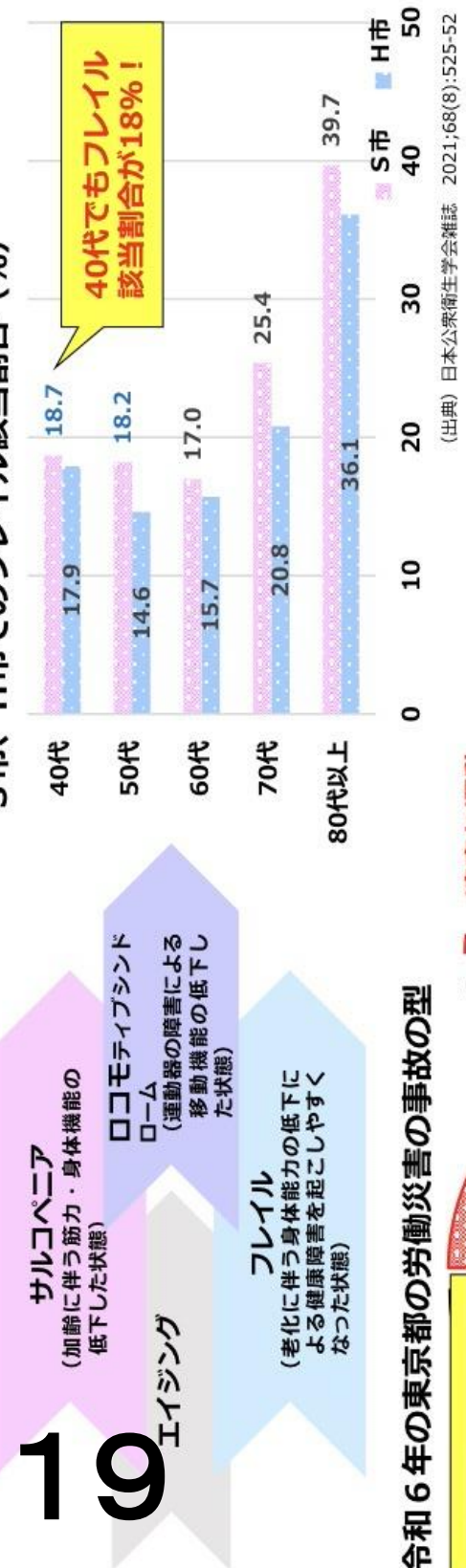
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

ヘルシーボディを目指しましょう！

～さよならエイジングボディ～



- 20代前半と比べると、50代後半には、**ぬるま湯のカエルのように、20～24歳ないし最高期を基準とした場合の55～59歳の者の各機能水準 (52% down)**
 - ・ **平衡機能** (転びそうになりやすくなる) **52% down**
 - ・ **瞬発反応** (転びそうになっても反応できなくなりやすくなる) **29% down**
 - ・ **動作速度** (反応できても間に合わなくなりやすくなる) **15% down**
 - ・ **薄明順応** (暗い場所で見えにくくなりやすくなる) **64% down**
 - ・ **脚筋力** (反応できて耐えられにくくなりやすくなる) **50% down**
 - ・ **敏捷性** (反応できても間に合わなくなりやすくなる) **50% down**
- に徐々に低下していきます。
- このため、**転びそうになったらときに反応できなく (瞬発反応の低下)、反応できても間に合わなく (敏捷性の低下)、転びそうになったらときに耐えられなく (脚筋力の低下)、転びやすくなります。** (労働災害の28%は転倒です。)
 - 特に、**暗い場所では見えにくくなる (薄明順応の低下)** ため、特に注意が必要です。
 - **エイジング (老化)** に伴い、**サルコペニア** や **フレイル** により、**ロコモティブシンドローム** が進行します。(地域によっては、**40代や50代でもフレイル** 該当の方が約**18%**もいます。)
 - このため、**40代からでも、ヘルシーボディ (うえき (適度な運動、適度な栄養、適度な休養)) を目指す意識が重要**です。



令和6年の東京都労働災害の事故の型

労働災害の28%は転倒!

- **う：適度な運動**
 - 筋力トレーニング (**ウォーキング、階段の上り下り、ランジ**)
 - バランス運動 (片脚立ち、バランスボール、片足スクワット)
 - ストレッチ (柔軟体操)
- **え：適度な栄養**
 - エネルギーのバランス (サプリメント、コンビニエンスストア)
 - たんぱく質、野菜 (食物繊維)、果物 (ビタミン、ミネラル) の摂取
 - 水分の摂取 ←夏は熱中症にも注意!
- **き：適度な休養**
 - 睡眠 (早寝早起き)
 - 禁煙、禁酒 ←アイフレイルやオーラルフレイルにも注意!

(参考) eヘルスネット (2025.06)



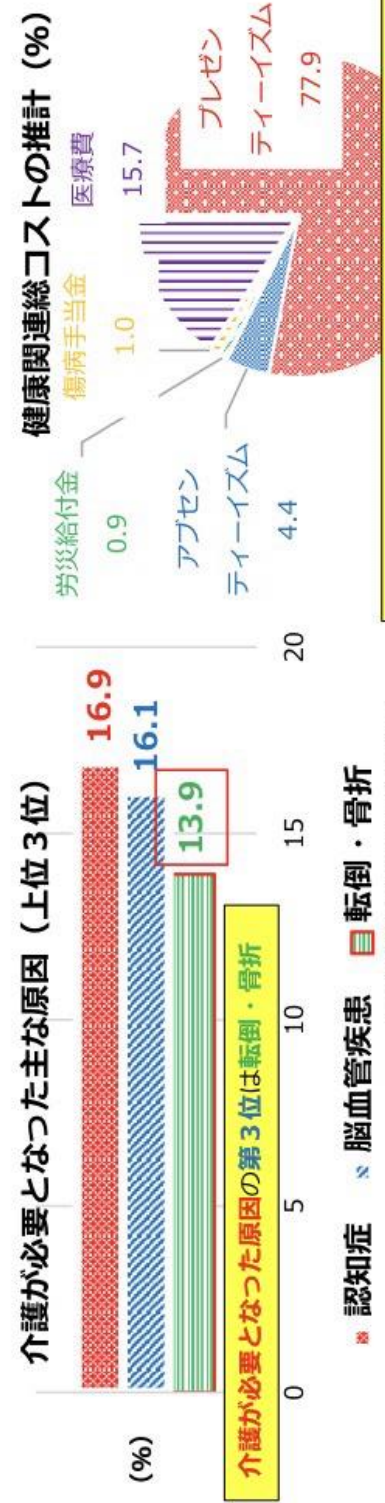
転倒事例

急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまづく、濡れた床で滑るなど

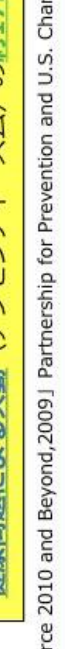
バットを持ち歩いているときに、床が濡れているのに気付かず滑って転倒した。(食料品製造業、44歳、休業見込1か月)

荷を抱えて運んでいるときに、階段を踏み外して転倒した。(ビルメンテナンス業、42歳、休業見込2か月)

舗装工事の車両を誘導しているときに、高低差のある歩道でバランスを崩して転倒した。(警備業、34歳、休業見込3か月)



健康関連総コストの推計 (%)



健康問題による出勤時の生産性の低下 (プレゼンティズム) は健康問題による欠勤 (アブセンティズム) の約**17.7倍**

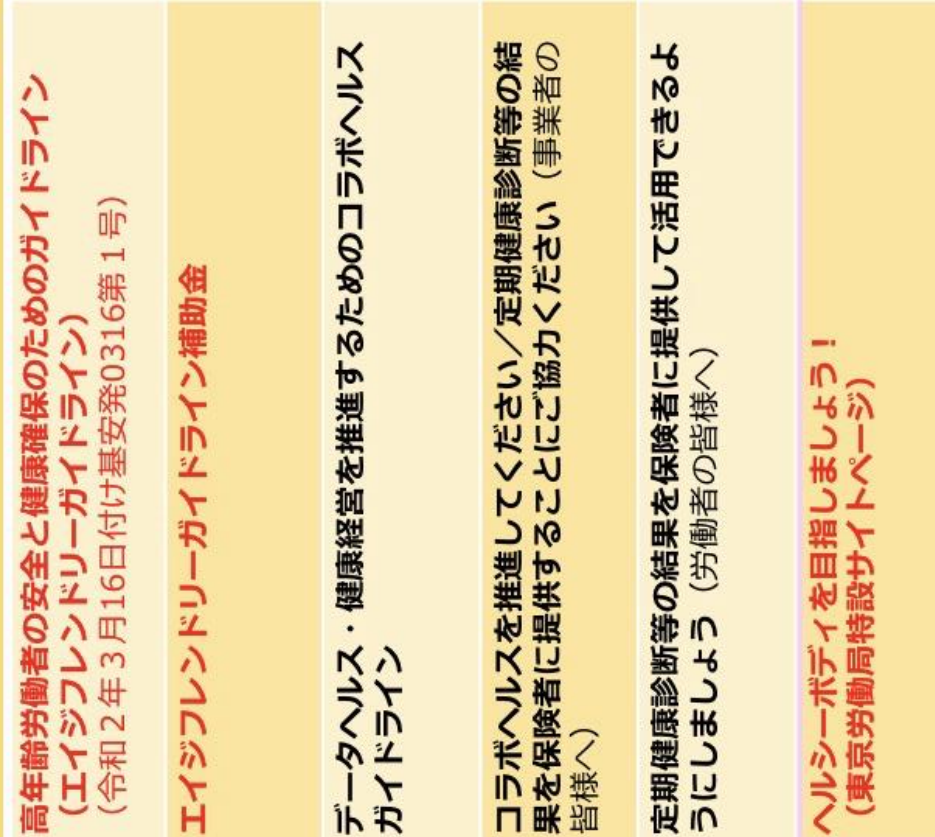


転倒対策活動

- 4 S 活動 → 労働災害の原因を取り除く
- K Y 活動 → 潜んでいる危険を見つめる
- 危険の「見える化」 → 危険を周知する
- 安全教育・研修 → 正しい作業方法を学ぶ
- 安全意識の啓発 → 全員参加
- 作業に合った靴の選択 → 滑りにくい靴⇒つまづきやすい可能性&つまづきにくい靴⇒滑りやすい可能性
- エイジフレンドリー補助金の活用 → 高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入等

関係資料

<p>高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン) (令和2年3月16日付け基安発0316第1号)</p> <p>エイジフレンドリーガイドライン補助金</p> <p>データヘルス・健康経営を推進するためのコロボヘルスガイドライン</p> <p>コロボヘルスを推進してください/定期健康診断等の結果を保険者に提供することにご協力ください (事業者の皆様へ)</p> <p>定期健康診断等の結果を保険者に提供して活用できるようにしましょう (労働者の皆様へ)</p> <p>ヘルシーボディを目指しましょう! (東京労働局特設サイトページ)</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000170819.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000753630.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000753629.pdf</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/healthy_body.html</p>
--	---



カインドコミュニケーションを心掛けてみましょう！

~ようこそフォーリンピープル~

- 外国人を雇用する方や外国人と働く方は、雇入れ時教育や指導の際には、
 - ・ **はっきり、最後まで、短く**（はさみ）
 - ・ **ゼスチャーや実物を提示する、オノマトペ（擬音語・擬態語）を使わない**など（やさしい日本語）

を意識し、

- ・ **イラスト、ピクトグラム、標識**を活用するなど、**カインドコミュニケーションを心掛けてみましょう！**

イラスト、ピクトグラム、標識の例

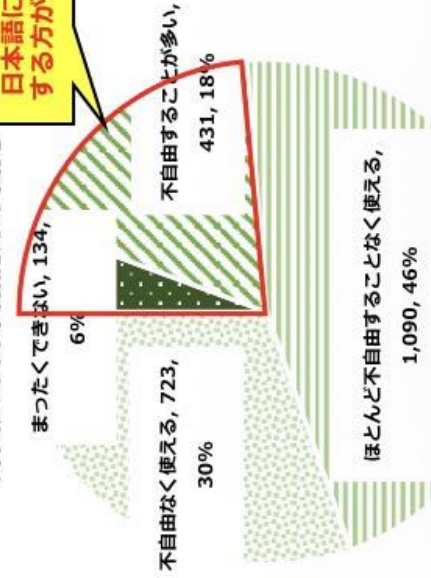


（出典）厚生労働省外国人労働者による労働災害防止のための表示、職場のあんぜんプロジェクト、建設業労働災害防止協会統一安全標識

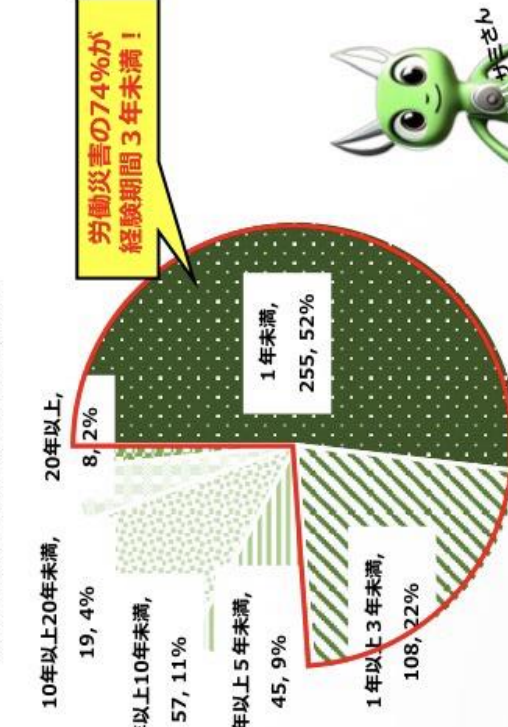
20

- 日本語は、文字体系が複雑もあり、文法構造が複雑なため、外国人にとっては難しい言語です。
- 日本人と外国人とでは、文化や風土が異なるため、コミュニケーションが不十分になる可能性があります。
- 日本語そのものの理解が不十分のために、コミュニケーションが不十分となり、職場の「安全」や「危険」の伝達や理解が不十分になっている可能性があります。

外国人の日本語能力の自覚

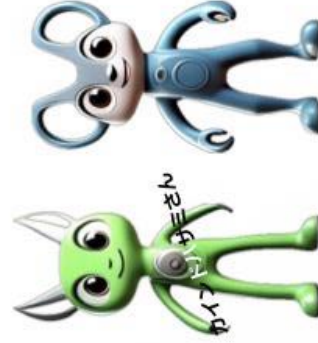


外国人の労働災害の経験期間



（出典）外国人区民に関するアンケート 調査結果報告書（令和6年江戸川区）

（出典）労働者死傷病報告（令和6年東京労働局）



厚生労働省東京労働局安全課



(2025.09)

外国人の労働災害事例

不十分な作業手順の指導、不十分なコミュニケーションのために、指を切る、指を切る、はさむ、やけどするなど

台車で荷を運んでいたところ、同じように台車で荷を運んでいた後方の台車から足を挟まれた。（食料品製造業、経験期間3年）
＜不十分なコミュニケーションの可能性も！＞

複数人で鉄材をダンブに積み込むときに、積み込んだ鉄材と持っていた鉄材とに指をはさんだ。（建築工事業、経験期間2年）
＜不十分なコミュニケーションの可能性も！＞

他の作業者がバックホウで鋼材を吊り上げたところ、台図材が不十分だったため、指を鋼材にはさまれた。（土木工事業、経験期間1か月）
＜不十分なコミュニケーションの可能性も！＞

外国人の労働災害対策活動の例

- 4S活動（整理、整頓、整頓、清掃、清潔）
- KY活動
- 危険の「見える化」
- 安全教育・研修
- 安全意識の啓発
- 外国人在留支援センター（FRESC）への相談
- 技能講習補助教材等（9作業14言語）の使用
- OJT、バディ制度でのマンツーマンでの教育、指導



関係資料

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（令和2年8月出入国管理庁・文化庁）
（出入国管理庁ホームページ）

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（令和2年8月出入国管理庁・文化庁）
（文化庁ホームページ）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/koku-go_nihongo/kyoiku/92484001.html

外国人生活支援ポータルサイト
（出入国管理庁ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

つながるひろがるにほんごでのくらし（つなひろ）
（文部科学省ホームページ）

<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>

外国人在留支援センター（FRESC）
（出入国管理庁ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

外国人特別相談・支援室
（東京労働局ホームページ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/fresc.html>

外国人労働者の安全管理（手引き、安全衛生教育（教材）、技能講習補助教材、イラスト、注意喚起文）
（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

カインドコミュニケーションを心掛けてみましょう！
（東京労働局特設サイトページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/kind_communication.html

特定自主検査基準が制定されました

検査業者不正防止対策の強化

改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行うことが令和8年1月1日から義務付けられ、従来の推奨基準であった定期自主検査指針を踏まえ、「特定自主検査基準」(告示)が制定されました。

この変更に伴い、従前、基準に基づかない検査が認められた場合には、行政指導に留まっていたものが、令和8年1月1日以降、法令違反といった位置付けとなり、業務停止等の処分対象となります。新たな基準に基づく確実な検査の実施をお願いします。

特定自主検査基準の対象について

検査業者として行う、以下すべての機械に対する特定自主検査が対象となります。

- 動力プレス
- 不整地運搬車
- フォークリフト
- 高所者作業車
- 車両系建設機械(基礎工用)
- 車両系建設機械(縮固め用)
- 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用)
- 車両系建設機械(コンクリート打設用)



指針と告示について

定期自主検査指針は、検査の適切かつ有効な実施を図るため、推奨基準として定め、実施者や関係団体に指導してきたものであり、一般に指針に違反したこと自体に罰則等は発生しません。

一方、今回の告示は労働安全衛生法の委任を受けて定めるものであり、強制法規の一部としての効力を有するため、告示に違反した場合、行政罰の対象となるものです。

今回の告示化にあたり、検査内容に変更点は生じていませんが、告示で定める検査内容が告示内容を満たしていなかった場合に、登録取消し・業務停止命令・改善命令等の処分対象となります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督



告示化にかかるQ&A

問1 令和7年の労働安全衛生法の改正に伴い、特定自主検査指針(特自検指針)が特定自主検査基準(特自検基準)に代わることとなりましたが、検査業者が特自検を実施する上で何か留意すべきことがあれば教えてください。

答1 法令改正前の特自検では、特自検指針はガイドライン的な位置づけとされており、これに従わずに特自検を実施したとしても、法令違反に問われることはありませんでした。フォークリフトを例に説明すると、労働安全衛生規則第151条の21に規定されている9項目(原動機の異常の有無、動力伝達装置の異常の有無など)について有資格者が定期に検査を行うことが法令上の義務であり、その検査方法や評価方法は、検査業者や検査者に委ねられていたものです。

一方、今回新たに制定され、令和8年1月1日から適用されることとなった特自検基準は、法令の一部をなす文書として位置づけられ、検査業者は、この基準に従って検査をすることが法令上の義務となりました(改正労働安全衛生法第45条第4項(注))。また、検査業者が特自検基準に従って検査を行わなかった場合には、厚生労働大臣又は地方労働局長(厚生労働大臣等)は当該検査業者に対し、特自検の方法等に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされました(改正労働安全衛生法第54条の6)。さらに、当該検査業者がこの命令に違反した場合には、厚生労働大臣等は、検査業者の登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとされました(改正労働安全衛生法第54条の7第2項)。

このように、今回の法令改正では、特自検基準に従って検査を実施することが義務化され、これに違反した場合、法令に基づく行政処分が課されることになったわけですが、特自検の厳格化と違って差支えありません。しかしながら、特自検基準の内容は一部文言の整理等を除き基本的には特自検指針をベースとして制定されていますので、従来から指針に基づいて適切な検査を行ってきた検査業者においては特別の対応は不要です。従来どおりの検査を継続する限り、行政から法令違反に問われることはないと思われれます。

(注) 令和8年4月1日に施行される改正労働安全衛生法により第4項になります。改正前は第3項。

問2 新たに制定された特自検基準について、特自検指針から変更された点があれば教えてください。

答2 厚生労働省は、新たな特自検基準の運用に当たって、令和7年12月26日付け基発1226第2号「高所作業車特定自主検査基準等の制定等について」を发出しています。この中で、厚生労働省は特自検基準の内容等について、特自検指針からの変更点等として以下のような趣旨の記載をしています。

基発1226第2号通達(一部抜粋・要約) 特自検基準は、特自検指針における検査項目及び判定基準を踏まえて所要の文言整理等を行ったものであり、以下の(1)～(5)を除き、検査項目等が大きく変わるものではないこと。

特に、判定基準において「当該車体(又は機械)の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目については、特自検を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定するも、適切に判定することができず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができず、基準値等に基づき判定する必要があります。

- 制度概要等
- (1) 各種エレメントの汚れ等に係る検査方法の見直し
- (2) バッテリーの電解液の検査方法の見直し
- (3) 電動機の充電装置の検査対象の見直し
- (4) 履帯の張り具合の検査方法等の見直し
- (5) 動力伝達装置のカップリングの検査方法の見直し



都道府県労働局一覧



ご不明な点は、都道府県労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局 検索

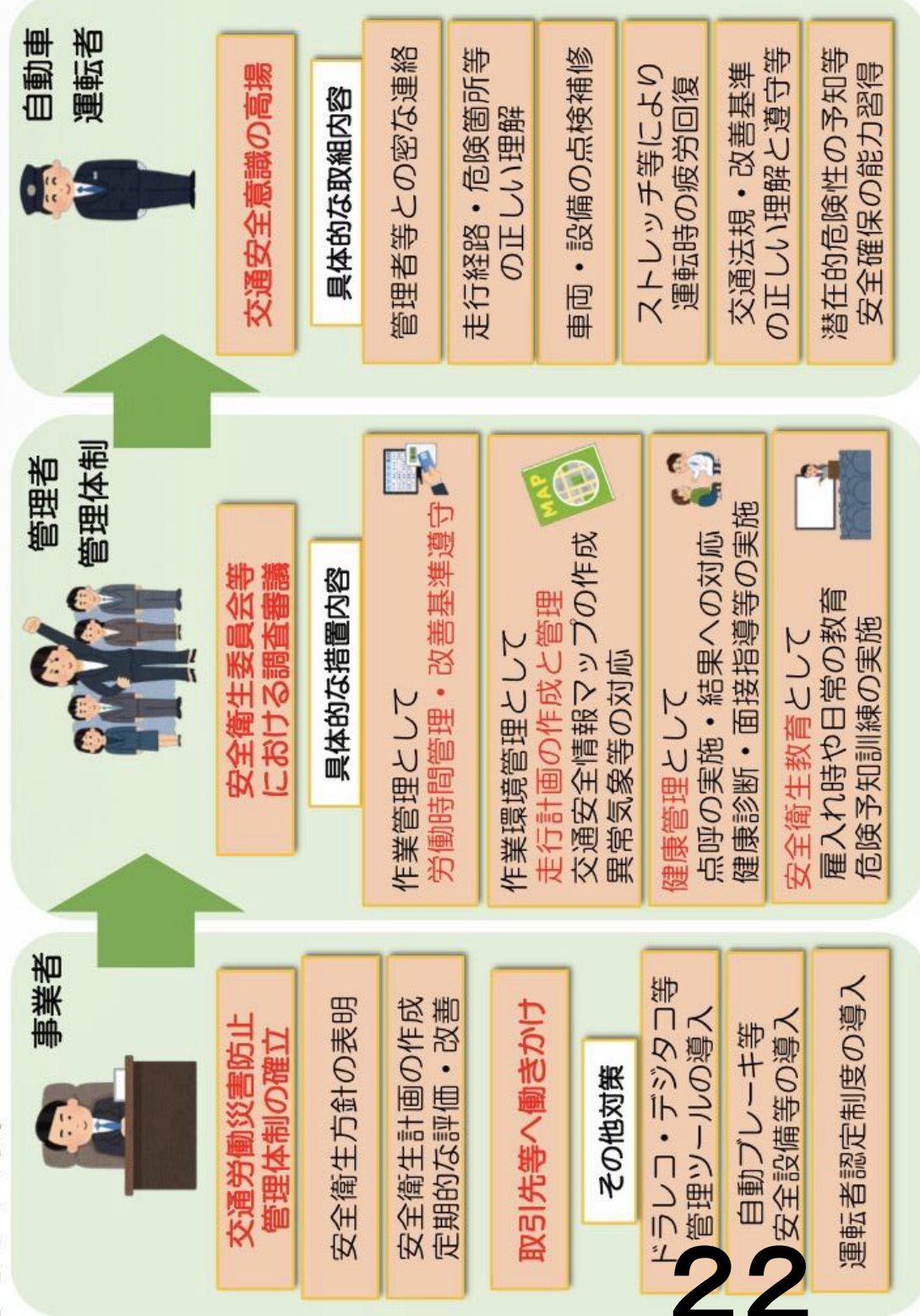
2 交通労働災害の防止について

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底について

「交通労働災害防止のためのガイドライン」

(平成20年4月3日付け基発0403001号、平成30年6月1日改正)

交通労働災害防止のため、①管理体制の確立、②労働時間等の適正な管理、③教育実施、④健康管理、⑤交通安全意識の高揚等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。



「交通労働災害を防止するために（厚生労働省ウェブサイト）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001026664.html>

「交通労働災害の現状と防止対策（職場のあんぜんサイト）」
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

バス運転者の労働時間等を適正に管理しましょう！

疲労による交通労働災害を防止するため、「労働基準法」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準告示（改善基準告示）」を守り、適正な計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。また、十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょう。バス運転者の長時間労働の改善については、以下のリンクをご参照ください。

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省ウェブサイト）」
<https://driver-roundou-jikan.mhlw.go.jp/bus>

「バス運転者 労働時間等の改善のための基準 学習テキスト（厚生労働省リーフレット）」
<https://driver-roundou-jikan.mhlw.go.jp/pdf/1txt-bus.pdf>

2 交通労働災害の防止について

ハイヤー・タクシー業における休業4日以上の労働災害の約半数は道路上の交通事故によるものです。「交通労働災害防止ガイドライン」に基づく対策を着実に実施しましょう。特に、**交通事故の約57%は信号待ちや乗降のための停車時等に後続車に追突されたこと**により被災しています。ドライバーに過失がない場合であっても、「追突され交通事故」の防止と被害を軽減するために取り組みましょう。

追突され交通事故の事例（令和6年東京労働局管内）

発生月/時刻	発生状況（被災状況）
1月/午前1時台	矢印式信号機設置の交差点において、右折のみ赤信号のため右折レーンで停止していたところ、後続車両に追突されたもの（腰椎捻挫等、休業2週）
7月/午前8時台	赤信号停車中に後方からわき見運転の車両に追突されたもの（腰椎捻挫、休業6か月）
11月/午前9時台	赤信号にて停車中、後続車両に追突されたもの（腰椎捻挫等、休業6か月）



追突され交通事故を防ぐために

- 一、急発進・急停止・急ハンドルはしない
→ 周囲の車に優しい運転を心がけましょう
- 一、右左折、停止・減速の合図を早めに
→ ウィンカーや予備制動などで、後続車に余裕をもって予告しましょう

- 後続車がいる場合の減速方法
 - ・エンジンブレーキのみでなく、フットブレーキを軽く踏んでブレーキランプを点灯させる
 - ・ホンビンクブレーキで早めに合図をする

一、車線変更時は目視による後方確認

- 自らも安全確認を行いましょう
- 一、後方にも十分な車間距離
→ 後続車との車間距離が近い場合は、安全な場所での追越しをさせましょう



追突され交通事故の被害軽減のために

- ～ヘッドレストの役割を理解する～
- 一、保安基準も定められた乗員保護装置
→ 追突された場合の頸部損傷率に大差
- 一、適正位置を認識する
→ 後頭部にてできるだけ近づけた位置に
- 一、始業時には適正位置に調整する
→ 体格に合わせて毎日調整しましょう
- 一、事業者は機会をとらえて実地点検を
→ 実地点検で使用の定着を図りましょう



※ヘッドレストは、「Head Rest（休息）」ではなく、「Head Restraint（拘束）」を意味します。ドライバーを守る「保護装置」として、使用を徹底しましょう！

そのほかドライバーに対する取組事項

- ・ 入社時・日常の教育の徹底
- ・ ドライブレコーダーの記録やイラスト・写真を活用した**交通危険予知訓練**の実施
- ・ **交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）**の作成

「交通労働災害を防止するために（厚生労働省ウェブサイト）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001026664.html>

「交通労働災害の現状と防止対策（職場のあんぜんサイト）」
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>



STOP! 熱中症クワールワニッ キャンペーン

職場での熱中症により近年は、一年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。



熱中症対策情報はこちら

QRコード

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

教育研修の実施

管理者、作業者に対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning

暑さ指数 (WBGT) の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

服装

準備期間に検討した服装を着用

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮
①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

作業中の作業者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導

重点取組期間 7月 にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請



職場における熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパトロールの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

【参考】

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 防止のためのガイドライン
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**
(厚生労働省)

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとす

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を見発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

自力での水分摂取

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

救急隊要請

医療機関への搬送

経過観察

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけでなく、判断するのではなく、

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ決めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

熱中症のおそれのある者を見発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ決めておく。



2023年4月1日から危険有害な作業※を行う事業者 以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ **危険有害な作業**とは
労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- ・ 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- ・ 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- ・ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- ・ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- ・ 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所については、**その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- ・ 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**
- ・ 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置に 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- ・ 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- ・ 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- ・ 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- ・ 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要のあるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

【参考】

個人事業者等の
安全衛生対策
(厚生労働省)

「注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について」を発出しました（2025年3月）

注文者・事業者等が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から指示等を行う際、「業務委託等を受けた個人事業者に労働者性が認められてしまっているのではないか」、「関係請負人の労働者について偽装請負と判断されてしまっているのではないか」との問題意識から、必要な指示等を躊躇している状況があるとの指摘を受け、安全衛生上の指示等が労働基準法上の労働者性や偽装請負の判断に影響を与えるか否かの判断に当たっての基本的な考え方や留意事項についてとりまとめた通知を発出いたしました。

業務委託等の際に、注文者・事業者等の皆様におかれましては、本通知に留意の上、躊躇することなく、必要な安全衛生上の指示等を実施していただくことにより、現場の安全衛生水準のより一層の向上に努めてください。

- PDF [注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について](#) [2

81KB]



安全な建設工事のために

適切な安全衛生経費の確保が必要です

－ 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者^{*}の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

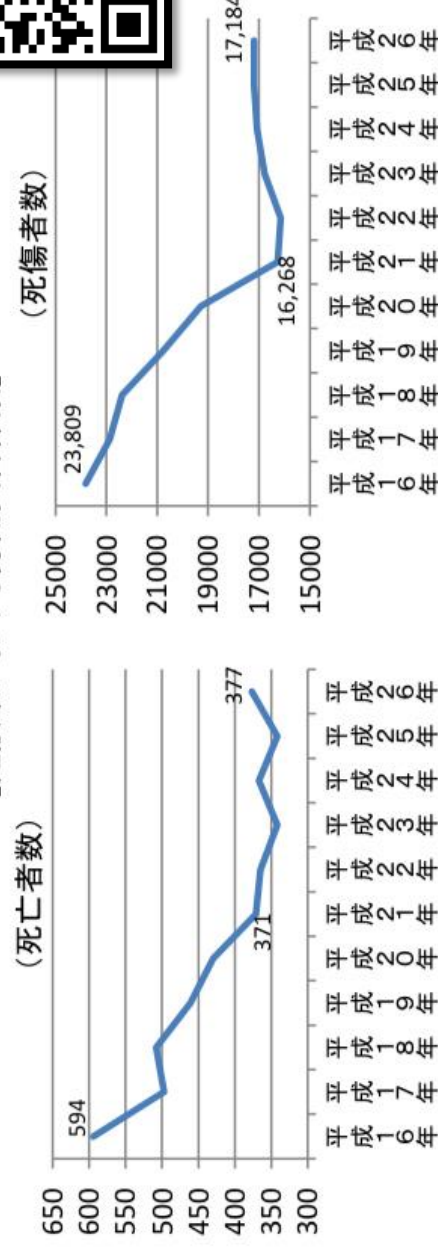
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

^{*}元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69%なのに対し、
「安全衛生経費の積算」は8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

ご安全に



Safe Work TOKYO
～労働災害防止のための
の取組を推進中です～



Cool work TOKYO
～STOP!熱中症 クールワーク
キャンペーンを実施中です～



さいちゃん犬



中央労働基準監督署 安全衛生課

〒112-8573

文京区後楽1-9-20

飯田橋合同庁舎6階

電話 03-5803-7382



令和8年6月